

平成30年4月19日□

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター廃棄物管理施設に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動の取組状況

昨年度発生した燃研棟における被ばく事故の改善として、他拠点及び他社の事故事例等に関する情報収集に取り組んでいることから、収集した事故事例等を基に廃棄物管理施設への改善活動が適切に実施されているかを確認する。

(2) 保守管理等の実施状況にかかる検査

停止している β ・ γ 焼却設備等4設備等、老朽化した設備の保守について、設備を迅速に復旧させるための予備品の管理及び製作物品の発注、生産中止品に関する代替品の調査等、調達管理等を含めた保守管理に着目し、保守計画が立案され、設備の維持管理が適切に実施されているかを検査する。

(3) 外部事象等に対する体制の整備状況

建家の老朽化に起因する雨漏りが施設全体で発生していることを踏まえ、大洗センターとして雨漏りに関するワーキンググループが設置されていることから、建家の雨漏りに関する状況に関する機構本部及び所幹部との情報共有の状況、補修計画の立案、補修等の実施、保守点検要領書の整備、教育の実施の活動が適切に実施されているかを検査する。

(4) 異常事象等発生時の措置に係る検査

昨年度発生した燃研棟における被ばく事故を踏まえ、グリーンハウス設置及び除染訓練が開始されていることから、作業員全員が異常事象の発生時に対応可能なように習熟訓練が継続して実施され、これら訓練で抽出された課題を反映した緊急用資機材の見直し及び手順書が作成されているかを検査する。

(5) 不適合管理の実施状況

停止している停止している β ・ γ 焼却設備等4設備の一部について復旧が次年度になると予想されていることから、今後の原因究明とそれに対応した是正処置計画を立案するなど不適合管理に着目し、不適合管理が適切に実施されているかを検査する。

なお、保安検査の内容、期間等は施設の運転状況、検査項目の追加等を勘案して適宜、見直しを行う。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし。

3. 保安検査実施時期（期間）

- (1) 第1四半期：5月中旬～5月下旬（3日間）
- (2) 第2四半期：8月下旬～9月上旬（3日間）
- (3) 第3四半期：11月中旬～11月下旬（3日間）
- (4) 第4四半期：2月中旬～2月下旬（3日間）